名字の話

柳田國男

青空文庫

日本はきわめて名字の数の多い国

多くの日本人が想像するように、 名字の話をしようと思う。 昔というものが現代と無関係のものでないということ

を証明するがために、

ば、 あろうと思われる、 化が多くて、 別として、 我々が十人寄れば多くの場合には十の名字があって、 お互いに珍しがるのが普通でありましょう。すなわち日本人の名字の数はそれ その他の人にあっては、 少なくとも家の数の百分の一ないし八十分の一、すなわち八万ないし十万は 日本はきわめて名字の数の多い国であります。 旅行先または交際場裡において同じ名字の人に 鈴木とか渡辺とかありふれた名は ほど変 出合え

なぜ多くの名字ができたか

日 .の神の御裔であるところの大和民族が、 さて何ゆえにかくのごとく多くの名字がわが邦にできたか、 いかなる必要があってかくのごとく分れて行っ 高きも低きもいっせいに、

たか。 はな それまでであるけれども、それだけのためならばことさらに珍しい面倒な名字を作る必 ろん太郎という名の人が数人あり、清という名の人が数人あるのを区別する目的といえば いうまでもないことであります。 いので、一号の清とか二号の太郎とかいうような、下足札のような分類でないことは 今までこれを考えた人は少ないけれども、 実はよほど面白い問題であります。 もち

です。 れはやや古い時代の社会を研究してみなければ、 からば いかなる生活上の必要があってかくのごとき名字を伝えるようになったか、こ 明白なる解答を与うることができないの

地名と名字との関係

都の しば名字と同じ地名がある。たとえば鹿児島県に行ってみると、 ことであ これはおそらく誰も知っていることであろうと思いますが、多くの名字は地名と同 町にはなはだ多いのです。 ります。 たとえば京都から移住して来られた旧華族の家 我々の郷里の附近には、 たとい同じ所でないとしてもしば 鹿児島藩士の一種変った 々の名と同じ地名が、 京

地名、 付けるならば、 どういう訳でかくのごとく、 名字は、 またははるかに遠方の地名を持っているのか。 十中九までが薩隅日三ヶ国の郷の名であることがわかる。そうして我々の 何ゆえに自分の住んでいる村の名を名字とせずして、 地名と関聯して共通するものであるか。 この問題を少しく説明してみようと 五里十里離 地名によって れ 名字は た所の 名字を

二重に家の名を表わす例

思う。

号であるからして、二つの間に性質上の差別はないのであります。 家の名を表わす例になっている。この源または藤原は姓といって、名字とは全然別家の名を表わす例になっている。この源または藤原は姓といって、名字とは全然別 人の家と区別する一種の方法で、 であるというのが古来学者の説である。 い現わす場合には、普通の名字のほかに源 今日の戸籍の上にはもはや現われておらぬけれども、 名字はさらに同姓の家の間に甲乙を区別すべき第二の家 しかし突き詰めてみれば姓とても、 この朝臣とか藤原の朝臣とかいうように、 朝廷の儀式等で昔風に人の名を言 自分の家を他 のもの 二重 あ

名を諱んだ昔の慣習

ます。 那でも孔子名は丘、 でもチャ に天子様 たとい殿君等の敬詞を付けてもやはり無礼であります。 て自ら唱えるのは格別、 するのも 名字という語の説明についても伊勢貞丈以来いろいろの説がある。 日本でも支那でも名というものはむやみに他人から呼ぶべきものでな 煩わ の御諱だけについて残っております。 レスとかウィルヘルムとか呼ぶことが許されたのであります。 **,** , が、 字は 仲 尼· 結 他人ならば親とか 主 筋 局自分の信ずるところでは、 といいますが、この丘と仲尼とを併せたも 西洋ではこの慣習は昔から全然なく、 とかのものよりほ 名字とは、 今日この思想は絶滅 名と字であると思う。 か、 これを比較して批評 わが名を呼ぶ のが名字で 人 に わ ず 0) 向 あ 玉 あ は 支 か つ

慣が、 名状すべからざる不愉快を感ずる 我 々が 幾分か遺伝残留しているためであります。 外国 の新聞などに、 わが のは、 邦の至尊の御名が まだ感情の ٧Ì |羅馬字になっているのを見ると一□-▽ ずれの部分かに、 名を諱んだ昔の習 種

昔の仮名文を読む一種の困難事

かし るか否かが不明になっていて、 どを見ると、 たのであ くの人につい 支那では歴史家の権限が非常に大であるから、 百本 嵐 ります。 の 藤原 ては現に官名を呼んでいる。 歴史記録類には名を諱んで書かぬ の基経を太郎殿と書いてある。 随ってこれを模倣 これは昔の仮名文を読む一つの困難となされております。 したわが邦の漢文の歴史には名を諱 しばしば官が転ずる人に至っては、 のが 一度筆を執れば貴人の名をも諱まなか 時平の事をも太郎と書いてあ 通例であります。 たとえば んでは 同一 りま おら 大 鏡。 人であ な っ

南海諸島の命名慣習

す。 じ名で呼ぶものが幾つもあればもちろん普通名詞でありますが、 通名詞と固有名詞との区別は、 古の太郎・二郎・三郎は、いにしえ かなければどちらとも見られるのであります。 単に同じ人の長次男ということを意味するばかりで、 今日の太郎・二郎・三郎のごとく人の名ではないのであ よく考えてみればほとんと境界がないのでありまして、 馬琴の 『弓張月』 普通の名詞であ を読んだ人は、 その物が偶然にも一つし ります。 八丈島の 全体 りま 普 同

あります。

男女が れば太郎で、 あ るとか、 ħ はもちろん南島における命名慣習を、 四郎五郎とか、 郎 自分がその三男であれば太郎三郎と名乗り、 0) 姉娘は三郎長女と名づけるというような、 三郎 長女 とかいう名をもっていた事を記憶しておられましょう。 さぼりのにょこ 小説の材料にしたもので、 簡単な名の付け方であったので 自分の五男は三 父が祖父の長 郎五 郎と名づけ 男であ

権兵衛作や勘太作

作、 者に作造という者が二人あれば、これを区別する方法として父の名を頭に付け によって人を呼ぶことを目撃したのであります。 八年ほど前に伊豆の大島 勘太作というように呼ぶのもない例ではありませぬ。 へ行った時には、 この島人が通例名のほかに、 内地でも百姓の仲間では、 露西亜ではこれが紳士間ロシア 右のような旧慣 同 じ 村 の普通 権 0) 若 兵 衛 1

露西亜の名を呼ぶ慣習

の作法になっております。

別に 間には「イヴァン」とか「ピヨトル」とか名だけを呼ぶけれども、 うように呼ぶのであります。 トル」ならば、 英仏などで家名ばかりを単称するのを尊敬の意とするに反して、 「ムッシュ」も「ヘル」も付けずに、 「イヴァンペトロヴィッチ」と呼び、 親の名を続けて呼ぶ。 女ならば「アンナペトロブナ」とい たとえば親の名が 敬意を表する場合には 露国では親しいものの

欧洲における同一慣習

北欧系統の諸民種、英人にも独逸人にも折々これを見かけるのです。 ども、いずれの時代にか露西亜と同じく、本人の名の後に何某の子ということを添えて、 呼んだ習慣が残っているのであります。「ソン」または「セン」という語尾のある名字は、 から作った名字であります。たとえば「アンデルセン」の「セン」は英語の「Son」とい スカンジナビアではこれとよく似ておって、あの国人の名字というのは多くは皆親の名 「アンデル」の子という意味であります。今では代々この家号を伝えているけれ また英国人の中に家

りま 作の類によって、 名の頭に イ ツ ツ も同じく子供という意味であって、 「マック」というのは、 「フィッツゼームス」とか、 ただちにその由来を知ることができるのであります。 これまた子という意味であるから、 あるいは「フィッツゼラルド」とか いずれも前述の三郎 五郎、 やはり同一慣習であ 几 郎 いう名字 太郎、 Ò 権兵衛 「フ

支那と日本と共通の慣習

武 后 の臣下に張某という非常に美わしい男がありました。そこであるしまこうにぶこうは郎の字を付けることもありました。郎は「むすこさん」という意味であります。 ロック 十· 一· 番目ということであります。かくのごとく通例数字ばかりで呼ぶけれども、 をもって数字の番号を付ける、 から存在しておったのです。 出産の順位で人の字を呼ぶことは、 「三郎は蓮花に似たり」というたところが、 の某処に往くを送る」という題があります。 の臣下に張某という非常に美わしい男がありました。そこである人はこの人に媚び 支那では同じ家族に属する従兄弟の列まで合せて、 その例は 西洋と共通でない慣習でありますが、 『唐詩選』などを見ても人の名を呼ばずに、 またある者が「蓮花が三郎に似たるなり」 この十一は同族間の長幼 の順 また時として 支那には古く 停が、 長幼 則^そくてん + 0) 莂

ったという話もあります。 この三郎はすなわちその例であります。

日本における昔の命名慣習

外の ては した。 治した平 惟 茂 を余吾将軍と呼ぶのは、 あります。 似たのであります。 の字として雑郎子、 は、 郎 日本の太郎・次郎も、 も 何と呼んだか。 与の字を書いたけれども実は余一で、十一男の事であります。 Ō たとえば長女は大子、 次郎とも呼べば、 を呼んだに違いがない。 女についてはことに名を呼ぶのを避けたらしく思われます。 太郎・次郎等の漢音の行われた後も、 今日の文書には残っていないけれども、 それ以前はどんな風に呼んでおったか、 仲 大 兄 などと称えたのを見ると、 あたかも唐朝文明の輸入の際でありましたからして、 または余一・余二とも呼んだのであります。 次女は中子、三女は三子、 男はもし腹異いなどが多くして、 祖父貞盛の養子となって、 女子については久しい間この風が ほぼ想像することができる なんらかの方法によって名以 明白 四女は四子と呼んだようであ ではありませ 長幼の順序が十五番目 十郎 十女・十一女に至 戸^{とがく}し 那須与一、 以上になれ 山で鬼女を退 つぬが、 支那風を真 ば、 真田 あ ので 皇族 ij 与 + つ ŧ

であったからであります。

今日の多くの人の命名の由来

住ん き単 戸 の とは 等の名前 7 右 来ま 世間 父の でい 人家 人の 名誉官を拝命 純な方法では、 の慣習は曾我五郎 名で 微々 の る官吏はもちろん、 が 知 がだんだんできて来たのであ したけれども、 交 突 際 集 る も頭 たる i) 通りであります。 を初めるようになると、 に付けなければまずはわ 平民に至っては、 して帰って来るから、 または三里五里の隣村と交際するようになっては、 同年輩 十郎 それでも原則としてはまず前述の方法を採って、 の若者を弁別することができなくなりました。 一 ひ と か ど の頃になると、 しか やはり八丈島ない の家柄のものならば、一代に二度三度京都 し人がようやく殖えて来て、 ります。 当然これをもって他人と区別することが 仕方がないから家柄の家でも、 からぬ。 そろそろ壊れはじめてほぼ今日 また父が達者でい そこでわが しは露西 邦にも次郎三郎、 亜 一つの る間に悴の太郎 諾_{ルウエ} 威ー そもそもかくのごと と と は は は り ら ら く それ 近世 区別するために 0) 0 に八 に に及 通 旧 でも京都に 称 できたけ が 四 慣 勤番を 成 んだこ に 郎 のよ 十戸百 類 Ŧi. 郎 似

だ太郎や父の孫太郎、 孫太郎、 太郎太郎ともいえぬから小太郎、 そのまた子が世に出れば、 祖父の小太郎に対して区別をするために、 新太郎などといっております。 まさか曾祖父と混同されることもないけれども、 そのまた悴が世に出れば 彦太郎と名を付ける。 死ん

通称のたびたび変更する京都の貴族

れが今日の多くの人の名というものの由来であります。

納言 殿と称えられなければならぬようになるからして、それが果して字であるやら、ゅうなごん 進して、いずれの官が終極という事がないからして、 ことができぬ。 たまた我々官吏が長官に向って、 日まで四位少将であった人が今日は 三 位 中 将殿になっている。 ついでに今少し名の話をすれば、 長官といい局長というと同じ意味の通称やら、 京都の貴族は名字になると、 通称がたびたび変更するのです。 一代に十度も十五度も昇 翌年は文官に転じて中 区別する は

地方の豪族武士の称呼

それ 尉とう 相続 を経 うも た政 左 った な 都 も 衛 か Ō これ 門尉 参勤 の が ょ な 由 で 0) 1 策 人一 つ が た。 で V で、 も う武官に任ぜら あ に反し となってい よも た 7 地 そ あ 人を除く L つ すなわ の 上 方 って、 たけ 頼 の実空官であっ ても父または祖 一奏を て で つ 朝 人は 7 地 あ n が 質朴 ち家 ども、 涙 りま ほ 鎌倉 非常 方の豪族武士なるもの L のこぼ なけ、 る太郎殿を、 か れる す。 は、 なも に 々 に功労が 幕 n に そ ば任 府を開 ので、 は栄 の官階 相応 たけれども、 事 れ 父 そうなって来 るほどあ で の任ぜられたより な家 命 あ 誉 な せられ 1 これを貰うため I) 0) は 太郎左衛門尉と呼ばずに間違えて、 1 、ます。 。 柄 7 極 限 気 りが か 点 i0) 0) 小ると、 **%**らは、 は、 地方 は 毒 息子でも、 てはならぬことに定めま たい 右 昔の 関 な の武士 衛 ほ 東八州などに住 その実力に 有名 菛尉 以上 ど低 地 ものとなり、 語で言えば前途とい ど 方 やは 無実の一 人の任官を非常 1 を奨励す \ <u>`</u> の官に、 左衛門 か な これ お りただの る労をも辞 いては優に京官を驚 微官 任ぜら る唯 従 h が 尉、 って で 中 たる 次郎 した。 お 右 央 、うも 玉 に ħ 政 0) 兵 つ ただ、 に 帰 左 制 せ 栄 衛 た 府 る見込 ゆえ 衛 郎 限 ぬ 典 尉 \mathcal{O} 大 0) 菛 で が つ とい で 地 地 U て、 7 に あ 左 あ み 主 方 尉 太郎殿 本家 う傾 も つ 兵 つ は は、 を か 生を終 必ず ほ 右 た 衛 すに足 制い %と呼ぼ きが す とん 衛 0) 0) 尉 何 . 馭ょ 家 Ć る 将 で 門 通 遍 尉 督 あ 例 لح 京 る 軍

うものなら、 もちろん決闘くらいは申し込んだのであります。

何左衛門・何兵衛なる通称の多い理由

だん自分で勝手につける事になってしまって、 支えないことと思い、 るに至ったのであ 言うまでもなく朝廷から授けられたものではありませぬ。 まで表立った場合には尉の字をくっつけたのです。 であろうと思う。 以上の説明で今日地方人に、 ります。 ただ尉という文字はいつとなく取り落してしまったけれども、 隣村の地主がそれであったから自分もそれにしようくらいに、 何左衛門・何兵衛の通称の多い理由は、 三万の太郎左衛門、 四五百年来の太郎左衛門・三郎兵衛は、 親がその名であったから悴も差 五万の三郎兵衛を生ず ほぼ想像が V できる だん 近

源在文・文恵茂・何平などハう重なげんざいもん ぶんえも なにべえる字は一時禁ぜられたことがあります。 くその禁令の結果文字だけを取り換えたものである。 明治維 新の行政庁は、 名義を正すの目的をもって、 などいう通称を持った四十五十の年輩の人があるのは、 その後いつとなくその禁は解けたけれども、 かくのごとき官名の 僭 称 の嫌らい まった 今 日

同 じ通称 の区別法

のは橘が 次郎 を経、 れば、 あった 忠というのは って、 さらにその上 ついには に至 地方で三人か五人か 氏な 0) 源氏 人数の多くなるとともに、 字すなわち って 同じ で であります。 あ の家 中 定何 は、 ij 通称のものがそちらこちらにできて来る、 うます。 原氏、 0 個 太郎ならば源太とい か 初めから親 0) 人を差別する方法としては、 差別法を設けなければならぬ。そこで立ち戻って自分の家 藤はもちろん藤原氏であ 勘というのは菅原氏、 今日行われている の衛門尉 の名前くらいでは充分な区別をすることができな • 故人までも合せれば 兵衛 V)) 名が しら 尉のある間は、 平家 弥というのは小野氏、 ります。 というもの、 の三郎ならば平三というのも一 目的を達したようである ががなぜんぜんぜん (,) その頭に太郎 わんや官名を持たぬ すなわち人の通称 とその数が多くなって来て、 橘^きっろく 清とい 次郎を付けさえす けれ うのは ども、 ただ つ か の吉という 清 0) 0 つ 方法 姓に 原氏 の太 た 年代 か ょ 郎 で

風であります。

しかし一地方に植民をして来るものは多く同一家であって、

三郎を区別するために菅太

野三・

中七等と称えた遺

その姓を同じ

これらは皆多数の次郎

りま るとすれば、 本人が村をなしてともに住み、 かいうのが普通の例であります。 こにお くしているのが普通であるから、 した。 , , 7 今日でも庄兵衛というものが二人あれば、 か第四 かくのごとくするのほかはなかったのであります。 の方法として、 郷党が交を結ぶ場合には、 これは決して近代に始まったことではなく、 一族 蔓 延 の場合にはこれもまた区別になりにくい。 居住地をもって称呼とするのはきわめて自然の順 川端 もし互い の庄兵衛とか上屋敷 の実名を呼ぶのを避く おお 節座 よそ日 兵 序であ 衛 لح

衛門と言うごとき昔の意味でいう字に当るものも、 別に親の付けてくれた尊い名告はあったので、その名告と上田の三郎とを合せたも 字と言うのもすでに誤りであるが、 の訓に相応するものでも、皆字ではなくして真実の「名」であって、 許さざるところでもあるし、いったん戸籍に登録されたる自分の名前は三郎兵衛 も昔に引き戻すことを必要とせぬ。ことに今日では通称と名告とを二つ持つことは よもって誤用転訛と見なければならぬ。 Щ 城 郎といったものがあります。 の京遷都の始め頃にできた『日本 霊 異 記 』という書には、 今日の語で言えば上田は氏名であるけれどもこの男に 家の号ばかりを名字というようになったのは、 しかしながらかくのごとき時勢の変遷は、 または堅苦しい漢字の二つ繋が 紀州の百姓で字を上田 しかも西洋風にこれ は法律の った名 太郎左 必ずし のを名 ょ も V)

を呼びかけることを諱まない時節となったのであるからして、 名字といっても、どこにも差支えることがないのであります。 うものを捨ててしまわなければならぬ。そうなって来れば今日の会話語で、 新しい風俗に従って字とい 家号のことを

思う。 について変らぬ部分、 行く部分、 さて前段がはなはだ長くなったけれども、 すなわち通称についてはだいたい説明を終りましたから、この次には一人一人 すなわち家号、 今日の語で言えば名字の話を、今少ししてみようと 昔の人の字の中でも一人一人について変って

つの間にか家号を名字と言うようになった

この意味における名字がいくらでもある。この時代にはいまだみだりに左衛門尉とか右衛 でに上田 含するものであることは前回にお話した通りであります。この意味における名字を最も豊 名字と言う語の本来の意味が今日の用い方とは違っておって、 かつ趣味多く見出す事のできるのは『 吾 妻 鑑 』であります。 の三郎などと言う名字のあることは 『霊異記』にも見えているが、 家号と通称との二つを包 平安朝の始め頃 鎌倉時: 気にもす 代には

門尉とかいう武家の官名を、 派な侍が 皆次郎 ・三郎で、 家号としてはことごとく居住地の地名を帯びて 与えもしなければ貰うことも幕府がやかましかったから、 立

からい 日のように、 言を換えて言えば、 つの世にか、 姓氏ということも名字ということも、 家号の部分ばかりを名字と言うようになったために、 居住地+出生の順序=名字であったのであります。 同一のものになるようになってしまっ つい L か に る にそ 明 治 の中 の今

名字が違うから同家でないとはいえぬ

たのであります。

朝臣とか宿禰とかいうのが姓である。これはいずれの家にとってもきわめて重大なもので、ぁーヒム すくね 姓氏の数が少ないので、 に当るのであります。 平生は名字で呼んでいる人でも、 であります。 大昔にも姓氏というものは歴然と存している、すなわち源・藤原というのが氏であって、 この姓氏というものがまさしく支那の王とか劉とか、 ただかの邦では褻にも晴にもその姓を使い、 弁別のために起ったのであろうが、 表向きの文書では非礼にならぬ限りこれを倶記したもの 平素には家号のみを用いて姓 日本では国 陳とか張とか 柄が うも 単 純 で

ほとんと屋棟の数や竈の数ほど多くあるのです。 氏を称えなかったのであります。 に民法ではやたらにこれを変更することを許さぬことになった結果、 っている か る から、 に 御 承 知 同家でないという思想は、 の通 り、 近代ではなるべく家号を変えない傾きになっ しかもこの家号なるものがきわめて頻 日本の昔の社会状態とは合せぬ思想 したがって今日の名字す たが 族 々に取 なわ 家の家号は ため り換 ち家号が であり こと

昔は一戸の人口が百にも達した

ただ一個に限るかのごとき思想を生じたのであります。

ものも少なくないのであります。 見ると、 この際述べることもできないが、 に多いもので っていたかというに、 元来 ·日本の家の制度は今日稀に飛騨の白川などに遺っているごとく、 *** 普通 あったのであります。 の百姓でもって一戸の人口が奴婢までも併算すれば、 これはとうてい想像し得べき事でないので、 そしてこれらの一族が一つの大屋の下に、 奈良の正倉院に残っている大宝時代の諸 これは古代戸籍の制 度の影響もあって、 一人一人がそれぞれ労 八九十から百に達する 一戸の人口が非常 国 枕を並 複雑 0) 戸籍などを な べて眠 問 題 で

族相 随って広 働をするのに、 互 小 の間では今日村々で中屋敷とか新屋敷とか呼ぶごとく、 網 く 山 町 野 0) 旦那というように親類を呼ぶごとく、 西に東に南に北に、 の間に住宅が散在しておって、 二十町三十町と出て行って耕作をしなければならぬ たとい他人は正当の氏を呼ぶとし 個々の別宅に何か名をつけておかな または 日本橋辺で 室 野 町 ても、 0)

公卿華族の家名はことごとく京都の地名

くてはならぬようになったのであります。

ある。 どを見てもきわめて明白であるが、 と、 所在地の地名を家号に用いて、 じ藤原家 随って名字に居住地を呼ぶ必要がにわかに増して来たものと察せられる。 これが武家発生時代、 遺産 たとえば藤原家でも基経・時平の頃までは、たとい分れ分れに住しておっても皆同 相続 の人々であることが明白に現われているが、それから次になるとだんだん の問題もこれに加わって、 すなわち地方豪族が開墾の利益を壟断。 二条殿といい九条殿といい、 京都でも田舎でも一時に家号の増加したのはこの時で いよいよもって一家に属する それぞれ家が分れて来ること した八幡太郎 個 々 の住宅が 『尊卑分脈』 の頃になる と屋敷 殖え、 な

にな すぐに気のつくことであるが、 氏としては源平藤橘 のような気がしてしまったのであります。 にして家号というものが く皇室に次い に継続せるものであって、 んでいる。 とも基経殿とも断じて る。 それ 畏れ多い で顕栄を極めた家でも、 以前においてはこれだけ身分の高い貴族になると、 い話であるが、 の数姓を出でず、 1 わ 明白に樹立して、 それがわが邦の貴いところであります。 な \ \ \ そのほとんと全部は京の わが その当時の官名とか屋敷の場所 ことに藤原氏はその八割を占めているけれども、 財産を分ち兄弟牆に鬩ぐようになっては、 邦の皇族の今日の状態は、 今日のい 二条殿と九条殿と一条殿と近衛殿とは、 わゆる公卿華族の家 町 ある 7 はそ すなわ とか 他人からは決 し か 0) 何 附 る ちこの風習 か の名を見渡 通称 に藤 近 の地名である。 原家 をも して藤 たちまち 分ば う 別 のごと 0) 永遠 原殿 7 の家 そ 呼

殿館様の起原と鬼ぼま

れが今日のごとく多く別れて来たのであります。

敬号である。 この ついでに殿という字の意味を申せば、 家号の属する土地である。 建築物を呼んでその中に住んでいる人を直接に 殿は文字の示すごとく長者 の建築物に対するたてもの 呼

はは ぶことを憚かった意味である。 変って、 などを見ると、 なはだし 直接 ر\ に人の名を郡長殿、 変転 人の通称に殿の字を付けたものが表われ であります。 すなわち御屋敷ということであります。 南北朝頃の文書、ことに諸国 局 長殿というように、 人の名を意味するようにな かか って の侍に大将から出 7 る。 これが つ 1 した感状 に移 つ た の ίj

私ししゅく 某館と書いてある。 例をいえば河野武蔵守殿というようになっている。 武士の住宅を館というのは東北地方の方言で、 これが奥羽の方へ行くと何の 何なにが 西国に行けば京都

して武家も皆殿と呼んだのである。

ばならぬ のは、 のは、 今日我々が彼方其方というのはまったくこれと同じ用い方であります。 は君という詞とは非常に意味が違うのであります。 でありました。 それに比べればはるかに後代の発生でありますが、 誰が始めたことかは知らないが、 直接にその人を呼ぶのが失礼であるから、 西 様、 、 東 びがしさま 様 というごときはその例であります。 歴史的根拠も何もない無趣味の慣例といわなけれ わざと漠然とその方向を指したの ことに人を呼んで何の何兵 様というのは方向を示す言葉がもと 人を呼ぶに様を使う したが 衛氏 って殿や様 と呼ぶ である。

家号製造の由来

内に親子兄弟が共に住んでいる時ならば仕方がないが、 すくなったから、 々に分家をさせ、 の区別法を作らずには交通ができなかったのであります。 国の平地にも数百 京都の貴族ならば官名で呼ぶ事もできれば、 くのごとく分れて行ったのである。 名字を製造した由来は、 そこでいよいよ本論に入りますが、 遠慮なく家というものが統一を害するといういささかの懸念もなしに、 の源 新開をさせるようになってからは、 太、 まったく藤原家の分立 数千の藤次・平三が まして地方における無官の大夫連にあっては、 地方の武家がわずか百年か百五十年の間 その時々 いるのであるからして、 したのと同じ理由 それぞれの地名を呼ぶことがいとや の位で呼ぶ事もできたのに、 家族の増加するに従って附 それも一つの垣内、 であるといってよ とても何か つ 武蔵 なお ろし 近 0) 今 数万 の村 屋 敷 段 か の

開墾奨励法

家号を製造して行ったのであります。

のが ては 姓の中で下人などの多く資本の余裕のあるものは、 奨励として永くその田地を持たせるという開墾奨励法が出たのがもとであって、 に重く租税を取られて耕地を殖すのも張合が少ない。 税その他 この話をするためには少しく王朝時代の開墾の事情を説かねばならぬ。 あっ 収入 たようであるが、 の増加を謀る必要があったために、 0) 理 一由から、 土地を捨てて立ち退いた跡が荒れて行く恐れもあり、 実をいうとこれでは開墾をし これらの荒地もしくは原野を開墾する者には、 この奨励法に基いても大分開墾 た楽しみが少ないので、 最初は百姓が重 また政 地方 以前通り 府とし したも \hat{O} 百

荘園の増加

難り 味み からして、 墾地は、 のもなくなったのであります。 ところが大きな社や寺、 の多 常に 表向きの法令では力めてこれを制限するようにしてあったが、実際は年ととも 租税の全部を挙げて下さるのであるからして、 ものであれば、これが出てからはもはや通例の荒地開墾などは捨てて顧 または朝廷の大官が特別の この第二の特別開墾は、 思 召しをもって拝領する場合の開 もちろん弊害も多いことである 前のものに比べれ れば非常に有 み

に 面 積も増加すれば特権も増加して、 ついには徴税権はもちろん、 いっさいの地方官の行

政権 これ の及ば がすな ぬ わち荘園 国 の中 の国のごときものができてしまったのです。 であります。 荘園 の面積は少ないものも三百町五

言町、

ĺ١

のは数

そうして多くは厄介な地主でありました。 縄 延を多くする。 境木を立てれば知らぬ間にこれを滑らせるし、

要するに近代の北海道開墾の類の、

郡にわたっておったものもあります。

今少し専横な偏頗なものであったのです。

面積を限っても地方官と慣れ合って

地方豪族と荘園の下受開墾

がら、 分の割引をも意とせずに、 っともかりに真面目な荘園の領主があって、 さて、 貴族はもちろん社寺の管理者でも、 収益だけを取ろうとするものが多かったのです。もともと貰い物であるがために 特許権を受けて新たに荘園を立てたものはいかにしてこれを開発して行くかとい 地方に住んでいる豪族どもに下受けをさせたのであ 自分どもは京都におって安楽な生活をしてい 直接自分が開墾をしようと思っても、 ります。 平素か な

か権門の名義だけを借りて、僅少な名義料を「 本 所 」に納めて、 るということを知らせてくれるものはやはり地方の居住者である。 ならず武蔵国にこれだけの原野がある。 上 野 の奥に何百町の 空 閑 ないから、 らそれだけの労働者を傭っておくこともできず、今日のごとく雇えば来てくれる労働者もらそれだけの労働者を した場合も少なくないのであります。 勢い地方の大家族の戸主と相談をするほかはなかったのであります。 実は自分が開墾を経営 はなはだしきは社寺と (耕さぬ地 面 U ご が か 0) あ み

名主の名の起原

ばいつでも立ち退かせることができる場合にでも、この者ばかりは大罪を犯さなければ子 るけれども、 孫の相続を確保してある。年貢すなわち作米のごときも、普通の作人に比べれば三分の一 をもって、その開墾地を持つのであります。 者たる名義で、かなり多くの管理料を天引するほかに、下受管理者としての有利なる条件 かくのごときありさまであるからして、下受人の特権も時と場合によって大小不同であ 要するに下受人の中心となっている地方豪族の戸主は、一方には荘園 たとえば通例の百姓ならば領家で気に入らね の管理

てお の良 にも五 っている。 つ 1 たのです。 処ば 分の一にも満たなかったのであります。 かりを選り取りしたに相違なかった。つまり京都の荘園の主人を良 これは今日の この下受人の特権を名づけて 名 田 職 名。ション・ション・ション・ション・ の名の起原であります。 しか のみならず、ごく地味 といい、 その土地を名田とい の良 (1 1 水が 旦 那 かり

名という語の意味

六年も 銘 の新 料を生産しなければならぬ。 るのはこのためであります。ことに同じくらいな身分のものが共同開墾をする場合には らかじめ 別開墾地という意味であろうと思う。すなわち、数百町歩の原野を開墾するに当って、 々の持場持場を決める必要がある。この小区割を名づけて名といったことは、今日では 名という語はその本来は少し不明になっておりますが、 田 か 開 墾に かるとなると、一方で開墾を進めてゆくと同時に、 五. 町とか七町とかの面積に小割して事業の進歩に便にしたのである。これ も常にあることで、一年で開墾が終るほどの小面積であれば良いが、 今日の村の字にしばしば一番割 自分の考うるところによれば 他の一方では既墾 ・二番割などという地 の 田 は近年 名の 地に 五. 年 あ あ 区 食

を分けてやったらしい、 もはや疑いがありませぬ。多くの場合においては開墾者は、 すなわち下受開墾者たる特権が不可分のものでなくして、 その家族の者に一つずつの名 土地に

女が名主になった証拠

伴なっていたらしいのであります。

える 高 来 郡などでは、小字にはことごとく名の字が付いた所もある。 主はいずれ金持の子供であるからして、自分で犂鋤を手にする訳でないから、 こべに 貞 季 とか 国 知 とかいうような人の実名を、地名につけたのである。 さだすえ くにとも の地名が 名という文字はいくらも今日の地名となって残っております。 すなわち 在 名 であります。 七町の小区劃では地名のない所がある。かくのごとき場合には変則ではあるが、あべ 公 文 名 などという地名は、つまり荘園の書記の持っている名田の地ということであくもんみょう ありまして、そこに来住するものはただちに新宅の家号としてこれを採用 同じ原野でも薪を刈りに、もしくは狩をしにしばしば人の往来する所では、 しかし以前の人口の少なかった地方では、事によると 九州方面では、 東国の地名では妙に聞 子供もあれ 肥前きたた か しまし 従来

な

つ

た

証

拠で

あります。

ば る 女も 0) で あ あ I) る ŧ のであって、 名古屋附近に 太郎丸とか次郎 一女子・二女子などという小字のあるいちにょし ににょし こあざ 丸とかいう童名をただちに地名に付け 0) は、 た も も あ

七党と称する大地主の団体

ぬが ので に取 させたのであ つまであった。 京都 いざ開 り入って甘んじて家人の地位に下っても、 図を持って当って行くと、 あります。 附近の 関 東に たとえば児玉家の総領は児玉の本荘、 墾が ij 来ると広漠たる原野を自由勝手に占有することができたために、 国々では土地に余りが少なくて、 ノ ます。 始まるとなると、 ほ 武蔵などは中央荒 !かに南には小山田とか稲毛とか、 ゆえに今日になっても右の手に七党の系図を持って、 開墾 競うて下受権を獲得し、どしどしと次男三男の輩を分家 川と多摩川間 の 順序、 分家のありさまがきわめて明瞭 すなわち中仙道の本庄附近にお の平原に、 実際の富を作り武力を養うに十分で 下受開墾の有難味も自然薄 北には秩父などいう豪族が 七党と称する大地主 かっ に 左 ij, 分る の 京都 たか 何 0) 手 寸 軒 あっ 横 も 0) も 体 0) が 山 で 精 あ 貴 知 0) あ 密 七 た 族

族長は今の八王子の北部に住んで、 その分家は皆附近の村に住んでおっ た。

俵藤太秀郷の一族

屋敷 河村 住ん 生国 智に取った下野むこ しもつけ Щ 家となったば 名誉をも 城 関 を開 は この :東から奥州にかけて有名であった 秀 郷 ひでさと のあっ で波多野家となり、 住んで太田家となり、 0) 田 原に 墾し 中 っている 野け た河村山の北であったがゆえに、 顚 か 住んで て河村家を作ったのであ であったために、 の祖である秀郷のごときは、 りでなく、 けれども)、 辺の判任官位 1 て、 さらに山一 下 野 さらに相州にも立派な根拠地を持って、 藤原家であるところから田原の藤太秀郷と称したわら、とうだ の小山に住んで小山家となり、 名田の大部分はむしろ関東にあって、 の家柄であって、 実はこの特権開墾権 つ越えて松田に住んで松田家を作り、 ります。 三上山の百足を退治した時代には、 山北というのであります。 流の藤原氏というのは 河村は ことによると \ddot{o} ٧ì 運 ま山北 動 の都 下 し も うさ 合上、 の停車場 「アイヌ」 今煙はこ (私もその子孫たる の結城 その子孫は 藤 私 原家 0 う い であ の家の系図は虚 あ さらにその のできる秦野 る に行っ 0 処で、 たが、 近江 若 る 上 か 殿 て結 とも 州 に近 を娘 その の 太ぉ 西 そ \tilde{O} 崽 0) 城 0 0)

中間 ある その前後から大分形勢が変って、 辺を通ることであります。 か真か受け合われ のであります。この状態は私の考えでは、 方の荒武者どもにとってはこの数を殖やして行くということがむしろ唯一 こまでも家の統 百の名字の人間が一時に腹を切ったのを見てもわかるごとく、 あれば合体して進退を共にすること、たとえば鎌倉北条時代の和田 いは にある 初めて新し あの辺に猫 「国府本郷」、 い家号を名字の頭にくっつけるということで、 ませぬが、この河村からまた別れたとありまして、 には害がなかったのであります。 の額ほどの名田でもあったのではないかと思って、 煩わ すなわち旧地方庁所在地の氏神が柳田神社というのを見ると、 しいからたくさんの例は挙げませぬが、 近代的の傾きがあらわれ初めたのであります。 ほぼ吉野朝廷の時代まで続 しかもいわゆる御先祖 名字の分立ということはど 京都で出世 一 の 乱 今日大磯と二宮との V たのでありまし これらの ・三浦 いつも汽 の誇 になるというこ のできな りであっ 0) 乱 車 であ 族が 事 た 地 数 Ò

近世代官制度の起原

平家が勢力の絶頂におった頃には、 その所領は六十六ヶ国に満ち渡っておったというこ

が、 以西に さず荘 ゆる 時 のは 己れは単に管理人たる収入を取って、 同一 に願 とでありますが、 戸 いる場合に、 主が 々 の あろうが、 な 7 の地位を新たに与えられたのです。 って 闕 所となっておけっしょ 多か ず 東 園 幼子や女子である場合には、 巡視さえも常に代人で済ませたのである。 もっともこの時代になっては管理人とはいうものの、 からして、 Ń 国 個 の管理人で、 源 つ 0) 々 この必要が多かったのであります。 住 平 たので、 の荘 主としては右のごとく、 Ò 人で、 園に この一族が朝敵となって全滅した後は、 戦争に関係したほどのものは、 たいてい故郷を捨てて新 恩しんおん 開発 平家 地頭を選定する特権を与えられた。 った 西 国 ので、 筋 の当時から特別の約束の下にその土地を管理し の所領は全国に行き渡っているとはい の新 地頭は、 朝廷ではそれぞれ処分せられ、 本領についても代官を用い 事務はまた別に下受けをさせるものが 東西掛け離れたる二ヶ所以上の知行きます。 いずれ か るに頼朝に随従 これが近世の代官という制 も遥かに関東の方から赴任すべき訳合で の地に移住することのできぬ 旧来の所領 この地頭というのは それらの荘園はことごとくい の 一 自ら事務を取 して功名 ねばならぬ場合 ケ所や二ヶ所 V これ ながらも、 と同 した武士ども る 時 7 度 あ のではなく、 お に の分立して はも は った まず中 とり 頼 もあったの 0) つ 根 持 た 朝 このです もな ちろん、 た 人間と、 は 源 ·央部 め 朝 わ も 主 廷

関東武士の一部移住は自然の成行き

まま 結果が次第次第に、 った。 鎌倉殿の功臣がおいおいと滅亡して、 きたのであるから、 ても家の数を増さねばならぬ必要があった。そこへ持って来て多分の新恩 きるだけこれを制限していた。ところが戦争の必要から兵力を増加するためには、どうし られた。 代官の手をもって支配していた遠方の所領は、久しからずして遺産相続によって分配せ の新宅を持たせることができた。この後引き続いて北条氏の 悪 辣 たる権略によって、 承久の役に宮方に属 元来分割相続は 関東武士の一部移住となったことは、 親は良い気になって総領に対する遠慮もいらず、 5 大宝令 した公卿武家の領地も同様戦勝者の間に分配せられ、 以来の旧慣ではあるが、 その所領の全部または一部が収公せられて闕所とな まことに自然の成行きといわね 本家の威力を支持すべく、で 可愛い末子に思いかわい ・加恩の地がで これらの

国内植民史の上で看過すべからざる大転変

ばならぬ

肥後 ような風が始まった。 乗って本家 か千葉とか を家の号に名乗る 下野の宇都宮家が豊前の城井に新恩の地を貰って行けば城井氏となり、 というと、だいたいにおいては共通に行先の地名を名字の中に称えたのである。 右のごとき場合に、 ては、 め 内古閑に移住して行けば、 すでに開墾せられたる土地に対しては、 の威光を笠に着る必要があったものか、 いう関東の大名は、 のは これは国内植民史の上で看過すべからざる大転変であります。 本家から離れて新たに遠方に移住したものの、 いかにも貰 九州 い物のような感じがしたものか、 の辺土にまでその名が轟いてい 内古閑氏となった類である。 () 名田職の関係もないところから、 つとなく家号を携えて移住して行く しかしながら当時 ある たがゆえに、 家号はどうなったか さらにこの家から いはまた宇都宮と これを名 たとえば 0) これ 崽 想

毛利・武田・小笠原の諸家

その一族の中では、 たとえば大江広元の一族は、 羽前の 左 沢 に移住したものは左沢某と呼んでいるが、安芸国に分^{あてらざわ} 相州 デ 愛 甲 の こう 郡毛利荘に本領があって、 毛利を名乗っていた。

同 方は れ つま 南部村を領し たが じ てもやは て行っ すで でも小笠原家であっ 玉 た 0) 小笠 め に た家はそのままに毛利家と称 開 V) 0) 武 原家 武 7 けて 家 田 田 を名乗って は の名を得 で お あ つ るけ たが 呵 たのです。 波 ためであろう。 に移住 たのであ れども、 1 る。 し るが その一 ては三好氏となったけれども、 そのある者は してお 族の 奥州 甲 州 った。これおそらく出 南部家は、 の武 0) は上総に移住! 北端 田 は、 に 移住 同 釜まなし じ してもな 河 また Ш の 下 羽 信 0) の方は 州 お 流 あ 上 に移 南 流 る 0) 部を 者は 駿 に名字の つ 河 新 若狭さ 開 た 唱 に も 接 え で に移 芸 0) 地 7 は た が 娳 11 る 住 あ 0)

熊谷・吉川及び九州の諸家

吉^きっ 川わ 崎 って領 でこれを攻め殺した 吉 香 武蔵 家 そ 地を失った熊谷某は近江の熊谷である。 0) は、 あ子 熊谷に住んでおった 元駿 孫 が 州 非常に繁殖して今日ま 0) 庵原郡の の小次郎はその祖先である、 の住人で、 蓮 生 入道の一れんしょう で残ってい 梶原景時 また今日は毛利家 族は、 る。 が 鎌倉を逃げて 足利 安芸国に引き移っても相変らず熊 たしかこの時の感賞に芸州を貰 将 軍義政 の親 西に 0) 族となって 時 走る 代に 疎言を上かんげんてまつ 時に、 おらる 狐

ったかと記憶している。

東は に多 から、 るばる駿河の富士山麓から担いで行った家号であります。 九 いが、 、 伊豆の伊東で、 州 九州 には源平戦後の移住武士がほかにもたくさんあって、 これも下総からの分家である。 薩摩にしかない名字の 鮫 島 家のごときも、 の地名を家号としている旧家であるけれども、 前に挙げた吉川家とともに狩野家の分れである。 大友は相州の大友である 菊池とか原田とかはそれ以前 千葉という家も九州 は 伊

家号を新領に持ち行くに至りし一原因

は名字によって、その家の郷里を推測することのできるという、 名乗るという政治上の必要も、 たために、その一の要求としていったん新たなる家号を持ったものも、 固着した今日の状態を養うに至ったが、一つの原因としては、 右のごとく家号を持って新領に引き移るの風は、 の争 ^いが、この機会を利用して宮方・武家方に立ち分れ、所領の奪 よほどこの傾向を手伝っていると思われる。 漸 々 と増加して行ってついに名字のぜんぜん 吉野朝廷時代に地方 一方から見れば重宝なあ 改めて本家 これ い合い から以後 地方の の名を を始め

あ

ij

íます。

に、 りさまに移 二心なく武家に仕 足利 氏 0) って行 末の頃ま えてお ったのである。 で山 つ たもの 田ご郷 0) は、 しか Щ 田殿というような武士は、 U まずは家号の地と連絡を絶つことは いずれ の家でも最 初の本領というも たくさん全国に な か 0) が あ つ たが つ た つ て、 0) ゆえ

東北の旧家たる佐藤・五十嵐・本間

郡 った佐 が真実なりとするならば、 も その遺跡 11 て行ったのである。 の海岸部におい 奥羽六 ここにその一例をいうと、 藤 自 分は 県の間に 家であって、 というものが 先年 ては、 は佐葉 Щ 形 九郎判官に仕えて忠義 あっ すでに源平時代にお 県を旅 藤という旧家が最も多く、 佐藤と五十嵐という家が南北から入り交って、 て正 佐藤: 行 前にもお話し して、 確 家は には 下りまつけ わ 面白 から より北部に į, 1 た田原家の後である佐藤家 の戦死を遂げたる嗣信 んぬが、 てその東北に植民を始め 事実を発見した。 いずれも秀郷流 とに 向 かく奥州 って非常な勢いをもって 出 羽 0) \mathcal{O} の庄 南 忠 藤 たので 方に 原 信 である。 ここで双方の境界 の兄弟 内 氏 であると称 領 あ 地 を持 は、 現 蔓ん 在 の系 西 今日 諸 つ びえ 延ん 7 崩 田 \prod で お 図

潟県 ても佐藤家の前進を喰い止めかつ喰い止められている。 をなしている。この五十嵐家は系図は見たことがないけれども、 の北 部から山を越えて、 出羽の方へも会津の方へも移住を試み、 何でも越後が本元で、 いずれの方面 にお 新

すことになったのであります。 優に対岸の地に展開することができ、ここにはからずも山形県の隅に、 故はすこぶる深いもので、 五十嵐二 酒 田 の本間家は現今の富豪であるが、 勢力の外に屹立 しているが、 しかも一島の富を独占しておったがために、 この家は佐渡の本間である。 この家号も広く出羽地方に播布しておって佐藤 本間家と佐 三合の奇現象を残 その余力をもって 藤家の縁

家紋の数はあまりたくさんはない

こともできないが、 あるいは主君から拝領したもの、あるいは物好きから新たにこれを定めたものもあるのみ 話がここまで進むと、ついでに少しく家紋のことを述べる必要がある。 全然異なる家筋で同じ紋をつけることもあれば、 中世の家族制度の特色、 すなわち移住のために家号を変えてゆくこと 一概に紋から家の先祖を定める 後世の家紋は、

と、比較してみるとよほど面白い趣味がある。

て目立 ため にく に達 前 紋 0) 知らざるありさまであ 示 0) は É 数 れ か 諸 た 大 丸 な な は いとか、 し も、 家 ち、 に T 0) 0) 1 V そ \mathcal{O} だん 字 行 後 と そうで で 紋 そ 0) を花 書 同 は 数 再 か 0) 帳 だん び じように、 な 数 0) あま つ が 0) あ 特 減 大 が は 中 0) 11 が、 と世 i) る。 形 の字 色 少 五六 な で É に 0) は 0) 11 間 傾向 百を超え だわ ちば 組 で 不 あ つ だ 言を換えて言えば、 たも 紋 あ に 細 る 1 み 工だと を示 ず あ た 合 つ 無 もまた ん たも 古 せ l) 風 0) 1 か 触 流 した が 紋書きが な で V た紋に変更したため、 か、 な 0) れ 7 あ 0) 1 を、 た紋 ŧ 0) つ 0) る。 あ は は で る で 0) た 特 を選ん あ あ 五. 0) な 6 見たこともない 徳 \neg 方 る。 る。 六 はだしきは 無 種 源 Щ 群 \mathcal{H} 数に 平 時 書 \wedge 0) だの 今日 年 時 移って行く 戦 原 代 類 増加 争 代 従 以来 大 0 で 0 か の家号文化がほ で \neg も稀に 『武鑑』 汚れ 女 あ 盛 L 5 に 世 逆戻 蕳 0 る とい て行こうとしたも 出 ん やす が、 な時代 紋 傾 によくあ 7 う紋 は染 りを に 向 や 1 が 向 V 今 る と \exists には、 して、 は、 物 紋 か あ る とん 帳 見聞 め る か に 屋 3松葉桔梗 と 剥は な 0) やや 諸家 い 私 げ と 生 難 に つ 何 う理 顕ら 儀 0) や 7 で 0) 極 0) 家 す は も が 統 ま 中 を わ 紋 す 由 あ 紋 るところを れ 0) は 七 0) 紋 と ま 0) るよう で か あ 7 紋と、 ら、 か き 傾 つ あ は、 I) る い 程 向 か わ る る 五. 以 う 80 を + 紋 度

ほとんと

同

じになっ

7

しま

1

ました。

つの物体は一族を統括し個々の変化が各家を表わす

ら、 んどころ けれども、 りふれた紋ではいかんともすることができぬが、何か一所、 者で栗原柳庵 なるほど高橋とか和田とかいう名字が平凡であるがごとく、 右の次第であるから、今日人の背中を見て家柄を想像することなどはまず不能となった 自然に家の由来を仮定せしむる材料となるのである。 とを引き比べて「あなたが何さんですな」と言い当てたということである。 それでもなおこの間に、 (信充)という人は、 五人も七人も初めてのお客が訪問した時に、 多少の意味と趣味とを認めることができる。 形か物体かに特色のある紋な 酸 漿 や 木 瓜 のようなあ^{ほおずき} 名札と紋も 幕末の学

紋をいかほどにも変えて行くのである。 を菱にもすれば丸の中にも入れ、輪違いにもすれば四つ合せもするというように、 々 数十種の物体を十数通りに変形させたのが今日の紋である。 たとえば井筒ならば井筒ん ついて分類を試みてみたのに、その種類の存外に単純であることを感じた。すなわ こに自分は形と物体ということを言ったが、 これは徳川家の葵の紋が、主たる御分家筋はもち かつて近年の紋帳にある四五百種の紋に

家を代表した訳であろう。

ろん、 分つのを見ても容易に想像せらるるごとく、 酒井に も松平にも共通であって、 ただその形状及び組合せの変化によって、 つの物体は 族を総括 個 々 の変化が 家 々 を

紋 0 由来及びその変遷

分の が は も 0) 1 な 車 あ も のであろう。 紋の由来については別にお話をする方が良いと思うが、 関 ので か に V) ろうか 係 そ 家 の詮議の最もやかましかったのは、 所 は 0) はなく、 々 を知らせるために、 種 の紋を付けたのが本で、 何 か 類 0) 言葉を換えて言えば、 0) 、増加が 方法 武家がこれを用 止まったのは、 これを表わさなければならぬ社会的の必要を、 幕とか旗とかに付けた 1 紋 た のは 家号の分化が中止 の材料は現今の通説のごとく、 近代再び家号が増そうとした頃であっ せいぜい た 符 牒 う 源平の し始めた頃から、 で、 頃からで、 要するにその初まりはさほど古 その思 礼服 い付 戦場 の衣紋 は京都 にお 意味するもの 紋 名乗の半分を の分化が , , か 7 0) 家 5 大 司 得た 始 官 令 0) 本 連 部

紋

所

足利時代から徳川時代へかけて、

が賞与として家の紋を臣下に与えるようになって、 家人にやる慣習の行われた頃である。 しかしその反動として紋所を大事にする結果、 結局紋の数がだんだん減るようになっ 主君

たのであります。

新領主を苦しめたる地侍・国侍・郷士

に十 徳川 玉 勤むるためには、 かりにまた譜代の家来に過分の加増をするとしても、 懸け嫁を縁付けて、 するもので、 に多くして、 旧 この反動的同化作用は、単に紋所に止まらず、 初期 家 数倍する の主人の新領を失って諸方を流浪して歩くもの、 の武家は、 そのある者は器量次第すこぶる高禄を得たがために、 徳川家がむやみに外様大名に松平の姓を与えたこと、 知 行を持ったからには、たくさんの侍を召し抱えねばならぬ必要がらぎょう 新たに郎党を召し抱えねばならぬ。 将軍自身を初めとして、 大名各藩を迷惑させたのと同じ傾向を示すものである。 十中の八九までは成上りの大家である。 将軍及び諸大名の臣下鎮撫策とも関聯 しかるにこの時節は戦国 その家来もまた知行高相応の すなわちいわゆる浪人の数が非常 ないしは押懸け婿、むこ 差引残りはまだなかな 御 0) 承 後 知 軍役を あった。 0 以前 通 l) 押

持_{ちしゆう} 与く し 彼等 備 でも ぬ か みならず、 の輩を名づけて 行けば家 る武 前 0) で、 の 字ぅ 何 は あ \mathcal{O} 士 の最も取 喜き か 族を携えて 0) 諸国 たい 何ほ る 多たの 風 数が、 1 عَ 土交通 には ど抱 と 7 は 国侍 故 大 か 1 扱 院障を申 片付 11 やはり浪 まだ若干の食禄を持って、 阪 えても江 (1 う、 山 陣 0) に 中に 事 に 1 地^{じざむら}い 困 ては 徳 情 加 し立てて、 難 隠 . 戸 に わ |||人の数くらい、 したる問題 家に弓を引い れ、 明 i) しま るく、 大阪 または郷士と称えている。 敵 つ あ に集 新 が たが、 る 、去れば、 たに 多くは 1 で である。 は って来る て断絶し 年貢を払うま 島 事によるとそれ Ш 別に か また出 原 0 しこれば の 彼等は土民との間 奥、 役に ・ 主_{しゅう}ど 無足の輩がはなはだ多か た家々 て来て住む。 谷 加 1 りもせず従来 の陰を根拠として、 か 担 地侍 の部下で、 とする。 よりも多くあ りでは決し の鎮無な あ る よくよくおとな 『に数世 土佐 11 、 は 由 此 い 策は、 の本 て尽 新領主を苦しめたの の長曾我部 つ の縁故が 領に た きたとは つ 万べつき 公然と攻めに 新 0) た たな 蟄ちっ で あ 0) で あ る。 1 謀 11 あ る 国 わ も 叛 \mathcal{O} れ

諸侯の対地侍策

はこ

れら

地侍

郷士

一の輩

である。

の制 たので、 った。 を納めよと、 たは庄屋となった。 本領の土地を捨てるが悲しさに、 してほかにやるものもないから、 しておりたければ出て来て奉公をせよ、 も 諸侯の対地侍策にも剛柔の二種類があった。 度は、 Ō 祖先伝来の 多くの場合には幸い新たに召抱えの必要もある場合であるから、 は 欺い 人民 地 二つの方法を選択させた。この場合における地侍の態度はたいてい一 方の旧家をして久しく失っておった地侍の旧特権を、 の方で非常に嬉しがったのは深い仔細 しさい て連れ出して縛り首を打ったけれども、 (鎗 刀) 後年諸侯が貧乏をして、 が捨てたくなさに、 名字を名乗ることを許し、 他の一人は止まって農となり、 もしまた奉公が厭なら普通の長百姓 田舎の豪農から献金などをさせ、 無二無三に攻めつぶし、むにむさん 兄弟または親子の一人は出て仕えた。 のあることで、 これは決して容易な事業でな ある その末裔 いは刀をさすことを許 回復させたのだから嬉 1 わゆる二字帯 以前 あるいは攻めがた の通 は多く名主ま 0 その賞与と 通 ij ij 様で ぐに年貢 刀御 刀が 7 また か . 5 免 あ z

名字と地名との関係断絶の理由

かったのである。

る地

侇

0

族

説は、

主人

に随

って東西

南北に移住して歩

いた。 いた。

は三度も五度も国替 三百諸 葔 の中には、 城替があ 三百年 · の 間 つ たの 同 じ領地を保っておった家もないではな である。 この場合には最初の領地から出でて仕えた いが、 そ 0) 大 半

てお の時 に国替させられるような中大名にあっては、 は全然断 日の軍人や裁判官も 三 舎 を避けるくらいであった。 くなってしまったのである。 越 前 田家 中 った奥村家のような移住者もある。 に召し抱えられて越前 の地名を帯びているものももちろん多いけれども、 絶してしまって、 は永くその領地を替えなか ついに現代のごとく数十人の太郎次郎を区別する、 の村の名を名字としている者、 ったけれども、 いわんや奥州の棚倉などいうような所 その藩士の漂泊生活というも その藩士の名字を見ると、 これに至ってか名字と土地と さらに尾州荒子 そのほかにもあ あは の時 る ٧Ì 符号のごと 代 は 加賀 か 越 明 ら仕え 懲戒 治 前 の関係 能登 0) 在 今 的 府

末期 てそ めて血 0) か 0) 武 彼等自身に の薄くなるまで音信を絶たず、 本 鑑 ・国を忘却しなかった。 を見ても、 おいては多くの場合、 江戸 , の 旗. しか 本の名の下に生国三河と書いてあると同 のみならず数代以前に別れ よくよく双方いずれかが零落をせぬ限りは、 生 しょうごく 国 を忘れるようなことはなかった。 て来 た郷 じく、 里 0) 本家とは、 彼等は 徳川 名

字の地または奉公先を互いに記憶しておったのであります。

一字免許の制度の由来

らも、 号を名乗ることを二字の免許と称した。村々には長百姓と小百姓、 幕時代は普通の土民は、公けに在名を称する事を禁ぜられた。 どの混乱を生じ、 墾することを勤めたらしい。 の二階級があって、 名乗を意味した。 土地に外部から移住したものである。これに反して武家の方は数回の大移住のためによほ 村々の農夫の歴史は文字に伝わっておらぬけれども、 実名を諱まずに呼んで下さいという儀式を行った。この制度が廃れてから、 彼等は戦乱に追われ、 絶対に家号を唱うることを許されず、 武士がある大家の家人となれば、 少なくとも客観的にはその家号の由来が不明になっている。 後者は武家の特権に対しても、 または天災に遭遇しても、 今日の新村というのは、 しかもその多くのものは疾くの昔に家号を忘 または旧家門閥の威厳を維持する上か 名 簿 に二字を書してこれを主人に呈^{みょうぶ} よくよく以前から人の耕さなかった 真っ先に居村に引き返して荒地を再 存外続いて久しいものであるらし 二字ということは中 もしくは地主と門男と U 公けに家 か 世 る では に 旧

却し、 または最初から家号がなくして、 十数代も何村何兵衛で通ってお

村ことごとく魚の名を家号にした伊予の漁村

至 が 岸 代 白な にか とに 山 も は Ċ) Ō 相 々 っては、 0) 明 治 漁村 は 手方 るも く何 な 入 0) くらもあった。 役場 っ の П 小 た時 などでは家々が に の故障を言わ 百 Ō か名字を持たなければならぬことになった。 初年に在名の禁が解かれて、 実際昔松下村の地頭であり、 あるから谷口と名乗れとか、 姓は皆困った。 は 0) 吏員が付けてやった。 に、 もちろん私にはこれを用いていたのであるからし 村々 魚や野菜ならば珍し ぬ限りその近村で聞えた名字を名乗った。 の役場ではそれはそれは大騒動であっ 魚の名を付けた。 多くは譜代 ある 'の関係 次いで戸籍にいわゆる姓氏を録せなければな 中には ر ر 谷口村の名主であった家と、 いは家の前に松の木があるから松下と付けろとか、 から紛れもせぬが、 その隣村では野菜の名を名乗に iを辿って出入りの家から名字を貰っ^{たど} 頓 とんきょう 狂う 旧家の零落 な村役人などがあって、 た。 松下とか しか て面 数百 したも 人から区別すること 倒は 戸の しそんな考えもな 谷口とか 0) 無家号 な または したとか か つ 伊 た。 たが、 本 Ď らぬ , , 予 家 う類に 人が また う 0 0) 例 海 親 明 と

が困難になった。ここにまた第三次の大混乱をしたのであります。

人の頭に、 んと区別もできぬから、 今日東京のごとき大都会においては、 家という思想がだんだん微弱になって行くのは、 名字は以前に比べて生活上の意味が薄くなり、 たいてい珍しいと思う名字が諸国から集ってほと 実に是非もなき成行きであり これに伴なって各

家号の由来を調査するの必要

かり、 には あるからして、今の中にその家号の索引を拵えておきたいものである。 なって家号を付けた家々まで、その由来を明らかにすることができぬまでも、 方地方の旧族名門、及びいわゆる士族という階級だけは、 これを作製すべき希望もはなはだ乏しいのである。せめてもの希望として、 支那では古くから『万姓統譜』などという書物があって、これによれば家々の歴史もわ わが邦にはこの種の書籍もなく、 間接には数千年来の国内植民の 趨 勢 も明らかになることであるが、 サラウせい しかもたびたびの混乱を経た今日となっては、 多少の辛苦をすればわかるので たとい 不幸なること せめ ては地 ・明治に 将来

徳川 訳であるから、 その地方、 その本家を推定することができるし、 せれば、 るであろうし、 なく豪農でない家でも、 この材料としては、 幕府 過半の材料は容易に得られるのである。この類の書物さえあ で作った ないし旧領主との関係もわ 反対の証拠のない限りは、 将来の青年に対する訓育的の効果は決して少なくはないと思う。 『寛政重修諸家譜』 地方地方の風土誌の類にも旧家の記事があるし、 自分の家と同じ家号の中から、 かり、 その本家の歴史が の類、 自分の居住地に最も近き同家号の家をもって、 延いては一 各藩では家々から提出した勤 国の歴史との交渉点も見出さるる わかれば、 自然に家の歴史を知ることができ 自分等の血 れば、 また武家の方では め書の類 たとい 統上 祖先と 士族 を合わ

床次という名字の由来

ている珍し 簡略ながら名字の本論はこれで終った。 ر ر 名字のお話をしてみよう。 このついでのお 愛嬌 に二つ三つ我々の 知っ

あの地名は同君の郷里の方にあるのであろう。 新 内務次官の名字は何だか 「トコツグ」と読めそうで、人は珍しい名字と考えているが、 「トコナミ」という地名は決してそれほど

に供 ある ずるところでは、 珍しくない。 る一の平原の境に接した新開地であったろうと思う。 ることもある。 というたのである。この岩石は多くの場合には二つであった。 意味はあるいは川 コナベ」と呼ぶ村がある。 いう山が 「トコ」は祭壇すなわち岩のことである。上古岩を道路の側もしくは 邑 落ゆうらく 「常滑」などとも書いている。 いは天然の岩を利用して地鎮の祭をした。その祭壇を名づけて「クラ」または「トコ」 ·あり、 後には岩石それ自身を神として崇拝した。 東の方に来るに従ってあるいは「床波」と書し、 これすなわち「トコナミ」である。 または村境に二子塚という塚のあるのも同一の理由で、 の流れの事であるなどといってはなはだ不明であるけれども、 「トコナミ」の「ナミ」は次の字が表するごとく並列の義であって、 これらをもって見れば、 古い語で 『万葉』の歌などにもすでに見えているが、その 床次さんの祖先の住まれた土地は、 播り 石の並列は二つ以上十数箇も並んでい 2の加西郡には鎮岩と書いて、 かさい または 箱根その他国境に二子山と 「床鍋」 最初はこれを祭壇 の境に立て、 「床辺」 自分の信 ト あ

石黒という名字の意味

に丸 が、 の荘 で、 注意 また近頃自分の旅行した備前大野郡 そうして石黒 って 次に自分の友人の石黒君は越後 屋敷 の字を書 多くの場合に して見れ から出た家で、 「クロ」 **,** , の土居を壟と書い ば備 というものが丸き土すなわち塚であることを示すものである。 いて団子と呼ばせる地名がある。 0 「ツカ」 黒は、 は 前 越中 は築くという語から起った語である。 備中辺では塚の事を「クロ」といって、 日本語としては漢字通りにとうてい解釈することができぬ。 という字を宛ている。 の石黒家は てグロと読む例などを思い合せると、 の人であるが、 の山中では、 『源平盛衰記』 この土扁に丸の字は理窟 岡 越後の石黒はすべて越中の礪波郡となる 土 山県には石 塀または石垣のことを の頃からすでに名の聞 田の 畔の字も使わぬ 越中 周 という地名が 囲 を田 0 心拵え、 石 黒もまた床次と 0) ッ えた名族 同 ク カグロ」と いくらもあり、 じ た こともな \Box 例 和 ことい ば 製 そ の石 で 米 0 あ の字 後 黒

-時という名字の由来

同じで、

境に石塚を築いて地鎮の祭をした遺風を示すものといって良いのである。

また自分の友人で十時君という人がある。 これは立花伯家の重臣で戦国以来武名の轟い

の義 諸国に女夫石があれば女夫木があり、 大手と 搦 手 であって、 然の樹木を用いることはきわめて普通の例である。 0) その御先祖がやはり床次さんと同じく、 た名家である。この家号も文字からは意味を解することはできぬが、 へ行けば近戸森、 守備兵かたがた開墾を始められた家であろう。 もまた遠戸神の祭場のことである。 キ」は戸木すなわち門木の義で、 「遠戸木」はまた 遠戸森と変形する。 関東地方では遠戸神・近戸神という神様が無数に 「近戸木」 に対する語である。 伯爵藤堂家は近江から出た家であるが、 子持石があれば子持木があるごとく、 これをもって見れば、 境の入口に神を祭る神木を意味するも ある荘園の境端外来の悪神を防ぐに必要なる地点 しこうして「トトキ」の 遠戸と近戸は近世の語でいえば わが尊敬する十時さんは、 自分の判断では十時 ある。 石の代 <u>_</u> この Ō 奥羽 で りに天 は あ 「トウ の方 「遠

木越家の名字の由来

の庶族であるらしく、 私 の親戚に金沢人の木越という家がある。 加賀の河北郡の木越村に住んでおったから家号となったのである。 これは越前の斎藤家から出た有名なる富樫家とれば越前の斎藤家から出た有名なる富樫家

る。

意味にまで立ち入って家号の由来を吟味すると、まだなかなか面白い話が尽きないのであ その祖先の居住地が東西南北ほぼ事情を一様にしていたものである。 の所在を意味する地名であって、これらの四家はたとい相互に何の縁故はないとは これも塚の越・境 木峠・道祖神峠・榎木峠の例と同じく、 越すなわち境に植えた霊木 かくのごとく地名の

(「斯民家庭」明治四十四年七月・九月―十一月)

青空文庫情報

底本:「柳田國男全集20」ちくま文庫、筑摩書房

1990(平成2)年7月31日第1刷発行

底本の親本:「定本柳田國男集(第二十巻」筑摩書房

「斯民家庭 第二編第七号、第1962(昭和37)年8月25日発行

初出:「斯民家庭 第二編第七号、第九号、 第一〇号、 第一一 号 報徳会

1911 (明治44) 年7月1日、9月1日、10月1日、

11月1日

※「合わせ」と「合せ」の混在は、底本通りです。

入力:フクポー

校正:砂場清隆

2018年7月27日作成

青空文庫作成ファイル:

れました。入力、校正、制作にあたったのは、ボランティアの皆さんです。 このファイルは、インターネットの図書館、 青空文庫(https://www.aozora.gr.jp/)で作ら

名字の話柳田國男

2020年 7月18日 初版

奥 付

発行 青空文庫

URL http://www.aozora.gr.jp/

E-Mail info@aozora.gr.jp

作成 青空ヘルパー 赤鬼@BFSU

URL http://aozora.xisang.top/

BiliBili https://space.bilibili.com/10060483

Special Thanks

青空文庫 威沙

青空文庫を全デバイスで楽しめる青空ヘルパー http://aohelp.club/ ※この本の作成には文庫本作成ツール『威沙』を使用しています。 http://tokimi.sylphid.jp/